

作成日 令和4年6月14日

維持管理計画

1. 維持管理の基本的事項

① 事業者名

株式会社長野工務店 代表取締役 長野 真行

② 施設の設置場所

山梨県上野原市桑久保 1821 他 3 筆

③ 保守点検責任者

須藤電気工業株式会社

④ 事業区域の面積、発電出力（合計出力）

1,509.0 m² 49.5kW （49.5kW）

⑤ 運転開始年月日

2018年6月18日

⑥ 維持管理の内容

○施設全般

- ・定期的な点検により、不具合を確認した場合は、直ちに修繕等を行い、施設が正常に運転されている状態を維持する。
- ・遠隔監視装置等による監視を行うとともに、地元専門業者と業務委託契約を結び、異常が発生した場合には、直ちに対応できる体制を整備する。

○太陽光発電設備

- ・運転に支障が生じるような変形がないこと、強風等による施設の損壊、飛散を未然に防止するため、破損や固定部に緩みがないことを確認し、施設を適正に管理する。

○付帯施設

- ・排水設備、調整池のコンクリート等構造物に亀裂、沈下等がなく、ゴミのつまりや土砂の堆積を除去し、施設が正常に機能する状態を維持する。
- ・排水計画外からの流入又は計画外への流出等がなく、適正な排水状態を維持する。
- ・擁壁・法面に亀裂や崩れがないか巡視を行い、必要に応じ修繕等を実施する。

○事業区域

- ・雑草が繁茂しないよう草刈りを行い、ゴミの散乱がないよう事業区域内を清潔に保つ。
- ・土地の形質が変化（地割れ・陥没・崩れ・洗掘・水みちなど）していないか、

事業区域内及び周辺の巡回を実施し、必要に応じ修繕等を実施する。

- ・土砂の流出、法面の崩壊など周辺環境に影響を与える問題が生じないよう管理する。

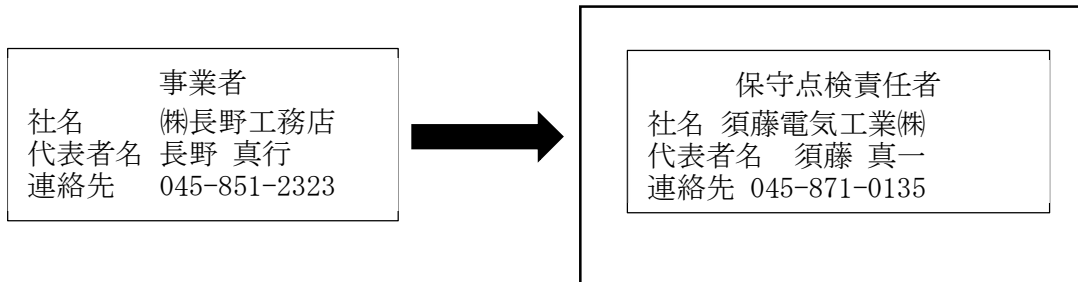
⑦損害保険の加入状況

損害保険ジャパン株式会社 企業総合補償保険 保険の内容(財物補償)

⑧事業を廃止する際の対応

- ・廃止に要する費用の確保に関する方法
適宜状況に応じて対応
- ・太陽光発電設備の処分方法
適宜状況に応じて対応
- ・廃止後の事業区域の利用計画
適宜状況に応じて対応

2. 維持管理の実施体制



3. 維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度

(1) 太陽光発電設備

対象	点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
太陽電池アレイ	太陽電池 モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない	目視・触診	3ヶ月	
		端子箱に破損、変形がない	目視・触診	3ヶ月	
		フレームに破損、変形がない	目視・触診	3ヶ月	
	コネクタ	破損、変形がなく確実に接続されている	目視・触診	3ヶ月	
	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない	目視・触診	3ヶ月	
		配線に過剰な張力、余分な緩みがない	目視・触診	3ヶ月	
	電線管	破損、変形、さびがなく正しく固定されている	目視・触診	3ヶ月	
	接地線	接地線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない	目視・触診	3ヶ月	
		接地線に過剰な張力、余分な緩みがない	目視・触診	3ヶ月	
	架台	基礎にひずみ、損傷、ひびなどの破損進行がない	目視・触診	3ヶ月	
		架台の変形、きず、汚れ、さび、腐食及び破損がない	目視・触診	3ヶ月	
		積雪等に沈降や腐食、変形がない	目視・触診	3ヶ月	
		基礎土砂流出がない	目視・触診	3ヶ月	
		基礎ぐいに腐食がない	目視・触診	3ヶ月	
		固定強度に不足の懸念がないよう、ボルト及びナットに緩みがない	目視・触診	3ヶ月	
	接続箱	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない	目視・触診	3ヶ月
固定ボルトに緩み等なく確実に取り付けられている			目視・触診	3ヶ月	
コーキングなどの防水処理に異常が無く、雨水等の侵入がない			目視・触診	3ヶ月	
電漏	配線	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない	目視・触診	3ヶ月	
漏電遮断器	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない	目視・触診	3ヶ月	
		加熱等による変形がない	目視・触診	3ヶ月	
	配線	配線に著しいきず、破損がない	目視・触診	3ヶ月	

対象	点検箇所	要領	点検方法	点検周期	備考
排水設備	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない	目視・触診	3ヶ月	
		亀裂、ずれがない	目視・触診	3ヶ月	
		破損がない	目視・触診	3ヶ月	
		排水設備外への漏水がない	目視・触診	3ヶ月	
防護柵、塀	フェンス(防護柵)	著しいさび、きず、破損、傾斜がない	目視・触診	3ヶ月	
	標識(事業計画, 注意喚起)	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない	目視・触診	3ヶ月	
	入口扉	開閉に異常が無く、施錠に問題がない	目視・触診	3ヶ月	
進入路・管理道	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない	目視・触診	3ヶ月	
		事業地周辺への土砂の流出がない	目視・触診	3ヶ月	
		雨水等による洗掘がない	目視・触診	3ヶ月	
		草木の繁茂がない	目視・触診	3ヶ月	

対象	点検箇所	要領	点検方法	点検周期	備考
設置地盤	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない	目視・触診	3ヶ月	
		段差、傾斜がない	目視・触診	3ヶ月	
		空洞の発生（土砂の流出）がない	目視・触診	3ヶ月	
		隆起の発生がない	目視・触診	3ヶ月	
設置地盤	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない	目視・触診	3ヶ月	
		事業地周辺への土砂の流出がない	目視・触診	3ヶ月	
		雨水等による洗掘がない	目視・触診	3ヶ月	
		草木の繁茂がない	目視・触診	3ヶ月	

※1 上記点検項目を網羅していれば、別業としても差し支えありません。（法面、擁壁等、排水路、調整池など上記点検箇所の設備等が設置されていない場合は除外して構いません。）

※2 施設の規模や立地、設備に応じた内容の点検項目を適宜追加してください。

4. 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

気象情報を常に意識し、現場の巡視及び以下の点検や対策を講じ、被害を未然に防止することで、施設の安定的な運用に努める。

【確認項目】

○台風（強風）による飛散

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
- ・周辺残置物の飛散により設備が破損しないよう処置
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等
 - (ウ)周辺環境の整備

○豪雨（洪水）による水害

- ・土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)堆積土砂の除去など排水機能の確保
 - (イ)法面保護、土のうの設置等

○土砂災害

- ・排水機能に異常がないか、3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)堆積土砂の除去など排水機能の確保
 - (イ)法面保護、土のうの設置等

○地震による倒壊等

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等

○豪雪による倒壊等

- ・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと及び基礎等に強度が不足するような劣化がないことを3.維持管理の保守点検項目に従い巡視を実施
 - (ア)ボルトの増し締めによる対応
 - (イ)劣化が著しい設備の事前撤去等

○実施体制

- 2.維持管理の実施体制と同様

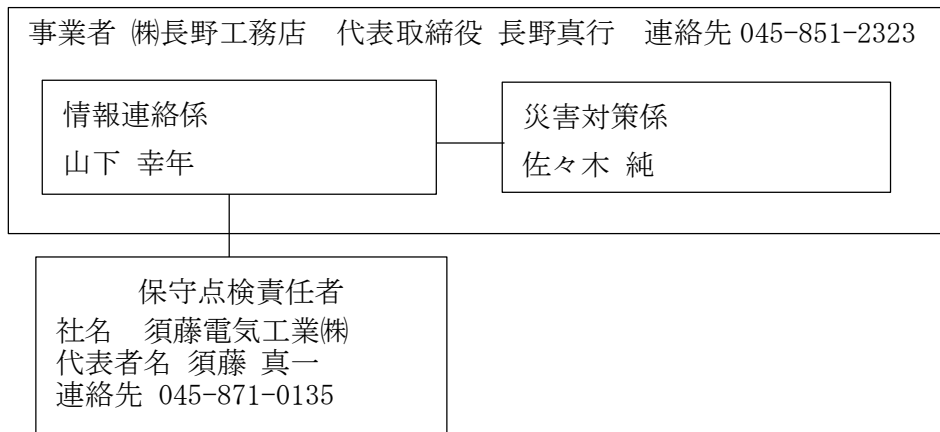
5. 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

○災害発生時対応事項

初動体制	事故・災害が発生した際、迅速に状況を把握し災害対策組織図により、対応を協議し、災害発生時連絡体制表により関係する機関に連絡する。
応急処置・二次災害防止対策	土砂流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないように対策を講じる。
復旧措置	応急処置後、復旧までの工程表を作成し、速やかに復旧作業を行う。
再発防止対策等の対応計画	事故原因の究明及び現状の維持管理状況を分析し、再発防止のため維持管理計画の内容を再検討する。

※事業地に災害が発生していない場合でも、異常気象後は速やかに施設を確認し、必要な対策を講じる。

○ 災害対策組織図



○ 災害発生時連絡体制表

